

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

**司会者：**それでは、これから裁判員経験者意見交換会を始めさせていただきます。  
どうかよろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、御参加いただき、本当にありがとうございます。

今回は殺人事件、強盗殺人事件、そういう人の死という、裁判員裁判の中でも特に重大な結果が生じた事件にご参加いただいた方々にお集まりいただきました。皆さんの中にはこのような事件に御参加いただくことが決まったこと自体で、びっくりされた方もいらっしゃるかもしれません。あとどうしても事件の背景が複雑だとか、あるいは否認事件であるといった理由から、審理期間が長くなり、そのために負担を感じた方もいらっしゃるかもしれません。今日はそういう点について、率直な御意見を伺って、今後の参考にしたいということで、この会をさせていただくことになりました。

### 2 参加者自己紹介

**司会者：**最初にまずこの会に参加している法律専門家のほうから自己紹介をさせていただきます。

まず、私为本日の司会を務めさせていただきます15刑事部の裁判官の和田と申します。私は現在、裁判員裁判を担当しておりませんが、以前この種の事件を幾つか経験したことがございます。今回、皆さんの率直な御意見を伺って、今までの反省とし、また今後役立てていきたいと思っております。

では、続いて検察官、裁判官、そして弁護士と、それぞれ自己紹介をお願いします。

**大久保検察官：**検察官の大久保と申します。よろしくお願いいたします。

検察官になって17年目です。ただ、裁判員裁判の経験は今年の4月からですので、まだ5件しかありません。今回は、皆様方の生の声を聞かせていただくいい機会にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**遠藤裁判官：**地裁の第1刑事部で裁判長をしている遠藤と申します。よろしくお

願います。

今回、テーマとされているものは、裁判員対象事件の中でも重たいほうのものです。裁判所としてもその審理の進め方とか、評議の進め方について、今日は率直な意見を聞かせていただいて、今後の審理とか評議の進め方の参考にさせていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

**栗林弁護士：**弁護士の栗林と申します。よろしく願います。私はまだ弁護士に登録してから今年で5年目です。皆さんの率直な御意見をお聞かせいただいて、今後の活動の参考にさせていただきたいと思います。よろしく願います。

### 3 意見交換（負担に感じた点，工夫を要すると思った点）

**司会者：**それでは、早速意見交換に入っていきたいと思います。

皆様のほうには、事前に「負担に感じた点，そして工夫を要する点はなかったか」ということが今回のテーマであると御案内を差し上げましたが、とりあえず裁判員裁判を経験して、感じられたことについて、一言ずつ御意見をいただこうと思います。

まず、1番さんのほうから願えますでしょうか。

**裁判員経験者1：**初めてやったので、責任重大というか、結構人の人生を左右することなので、最初ちょっと積極的に参加するのに及び腰だった部分もありました。しかし、結局、最後はどっちにせよ、判決でどっち寄りのほうに票を投じるかみたいなのは選ばないといけなかったもので、それだったらもう積極的に参加しないほうが不謹慎かなと思って、かなり真面目に積極的には参加するようになりました。

**司会者：**やってみて達成感とかあったんですか。

**裁判員経験者1：**結局、その後どうなったのか知らないんですけど、多分、控訴しそうな流れだったので、結局、さわりというか、最初の部分でのかわりではないのかなみたいな気はしました。

**司会者：**ありがとうございます。2番さんいかがですか。

**裁判員経験者 2**：私，初め裁判員裁判に出るのが非常に不安でした。やはりそういうの，裁判に出て，家族とかにも危害が及ぶのかなと思って，その辺をすごい心配しながら，裁判員をやらせてもらいました。しかし，裁判官から，そういうことはほとんどないと言われて安心して裁判員をすることにしました。私が担当したのはちょっと殺人事件のややこしい事件でしたが，何とか7日間無事に終えたことを自分の誇りとして今は思っております。いい経験をできたと思います。

**司会者**：じゃあ，3番の方どうぞ。

**裁判員経験者 3**：私は最初，実際に裁判員になったときに，2番の方がおっしゃられたように，お礼参りについて，私の場合はたまたまそういう系統の裁判ではなかったんですが，確かに気になりました。

ただ，仕事の面ではみんな休むという状況にあると思うんですが，私の会社はたまたま約2か月前に裁判員制度の書類が来たときに上司に報告しますと，全面的に協力するので会社を休んでもいいということでした。

私が一番悩んだのは，判決を決めるとき，その人の人生そのものを決めるということで，自分自身のことでも決められないのに，その人のことを本当にどのように裁いたらいいのかというのが，非常に疑問というよりも，苦しい思いで判断したような状況でした。ただ，その方のためになるような判決が出るようにという思いだけで終わりましたけども，今回，非常に自分自身のためにもいい時間だったと，このように思っております。

**司会者**：4番さん，いかがですか。

**裁判員経験者 4**：裁判員席から被害者の御家族の方を見るのがやっぱり非常に辛かったのと，判決を下したときの被告人と家族が私をにらみつけたのが一生忘れられないし，やはりお礼参りも怖いです。被害者の方には非常に申しわけない気持ちでいっぱいです。やっぱり被告人側の利益があまりにも守られ過ぎて，被害者の利益や人権が守られていないようにすごく思いました。

**司会者**：5番さん，いかがですか。

**裁判員経験者 5**：裁判員制度ができたというのはわかっていたんですけど、自分が参加することになるなどとは全然考えていなかったの、あ、来たんだみたいな感じだったんです。来たときに、まず仕事との絡みで、出席できるかなと考えました。一応、この期間だったらできるみたいなことでしたので、やっぱり参加できたこと自体はよかったと思います。

私の担当した事件では、いろんな年代の方々が裁判員の方だったんですけども、本当に全然世間のことも知らない若い人たちも参加して、これでいいのかなという率直な思いがありました。しかし、判決まで至るときには、最初は意見に隔たりがあって、ちょっと問題点じゃないかなと思ったんですけど、最終的に決まったときには、みんな納得して決めたことなので、よかったし、その人、犯人に対しては、いい結論が出たんじゃないかなと思えたので、参加してよかったと思います。

**司会者**：それでは順次、手続を追って、それぞれの段階で感じたことについて、こういう改善点があるんじゃないか、あるいはこういう点でちょっとだめだったとか、そういう率直な御意見を伺いたいと思います。

まず、選任手続で事案の概要の説明を受けて、それで人が亡くなった事件とおわかりになったと思います。その時点で皆さん、率直にどう思われたか、そこら辺から、まず、お聞きしたいと思います。5番さん、いかがですか。

**裁判員経験者 5**：私としては、もう与えられたその事件に対して、率直に意見を言って、判決を出すということなので、事件の種類がどうこうじゃなくて、前向きに、その事件のことだけを自分なりに考えて、結論を出して、意見を言おうと思いました。

**司会者**：特に人が亡くなった事件だということ自体で負担にお感じになったことはなかったですか。

**裁判員経験者 5**：やっている間はすごく本当に頭の隅まで使って、これでいいのかなみたいなのか、事件のことをいろいろ考えたんです。負担ではなかったんです。事件に集中できたと思います。

**司会者：**4番さん，いかがですか。

**裁判員経験者4：**言われたときは頭がはっきり言って真っ白になりました。

被害者側の証人が外国人の方なので，通訳を通してやるわけなんですよ。だから，非常に時間を長く感じて，心理的にも体力的にも疲れしました。また，通訳されたことがうまく伝わっているのかなという疑問もありました。とにかく長かったので，すごく心理的にも体力的にも辛かったというのが率直な感想です。それと裁判終わってから自宅に帰るまでの頭の切りかえがすごい難しかったですね。

**司会者：**ありがとうございます。3番さんはどういう感想を持たれましたか。

**裁判員経験者3：**私の場合は，裁判の中で，私自身を感じていることを素直にみんなと話し合っただけで，そして結論が出るようになったらいいなと思って，みんなと結構，議論していましたので，精神的負担は余りなかったと思います。

ただ，被告人が年齢の若い方だったので，その人のためになるにはどうしたらいいかなというような雰囲気裁判員全員の中にありました。結果的に，そのような判断ができたということで，私自身も納得できることだったと思っています。

**司会者：**2番さんは最初聞いたとき，どう感じられましたか。

**裁判員経験者2：**その事件のあった場所が家の近く，近辺みたいなものだったから，初めこんな事件当たって嫌やな，こんなやったら初めから家の近所とかそんなんは，対象から外してほしいなと思ひ不安を感じました。

それから，裁判の評議に当たって，やはり私らは裁判員ですので，中立でなければなりませんけれど，どうしても被害者側のほうへ立場をとってしまいがちになります。実際に裁判をやっていて，検察側とか弁護士側といろいろ話をして，中立であることが重要なんやなということを裁判の最中，ずっと感じていました。加害者側のほうにも何か考慮するべき点がないかということから考えなきゃならない。量刑が不当に重くならないようにしなければなりません。その辺が大変な勉強になりました。裁判員を経験することによって，やっ

ぱりその人自身も成長ができるのかなと思って、いろいろ人生の勉強になりました。

**司会者：**裁判官から逆恨み等については別に御心配される必要ありませんよと、いろいろ説明があったと思いますけれど、そこら辺ではなかなか納得できなかったんですか。

**裁判員経験者 2：**そうですね。それは、そのときはそう言ってもらえるけど、やはり24時間常に警備の体制じゃないから、もし起こったらどうしようかなという不安は常にやっぱり残っております。だから、なるべく裁判員が終わったら、もうその事件については忘れようと、振り向かないようにしております。

**司会者：**1番さん、最初、事件の内容がわかったときに、どう思われました。

**裁判員経験者 1：**一般的な話として、刑事事件の割合重い事件が対象になるというのは聞いていたんですけど、実際にこの事件の裁判員として参加することになりますと聞いたときは、ちょっと思ったより大きい事件だというのはありました。

有罪か無罪かが争われた事件だったので、割と根本的な部分からの話で、判決を下すやつだったので、そのプレッシャーを感じました。被告人が同世代で、生活環境も割と近い感じだったので、そういうところで、この人の人生に対して決定的な判決を出すことについては、最初のうちはプレッシャーがありました。

選任のときのスケジュールなんですけど、結果的に職場が割と融通が利くところだったのでよかったんですけど、この日に抽せんを行いますという連絡は、2か月ぐらい前に来ていたので、その日の都合はついたんです。しかし、裁判の初日が、たしか選任から6日後だったんで、その辺のスケジュールを合わすのがなかなか大変でした。

**司会者：**1番の方はたしか審理期間が14日の事件だったですね。そこら辺やっぱり日程のやりくりが大変で御苦労をなさったんですか。

**裁判員経験者 1：**本番のときも職場が協力的だったので助かりました。しかし、

ぎりぎりですね。もしそれ以上長かったとしたらちょっと難しかったかもしれないです。

**司会者**：長いこと自体でやっぱり負担感ってございましたか。

**裁判員経験者 1**：裁判のほうは、正直、幾ら時間をかけてもいいぐらいの内容やったと思うので、そこは別にいいんですけど、仕事のほうが、それだけ空けると戻ったとき大変やなというのはちょっと思っていました。

**司会者**：あと長かったのが、4番さんの事件も12日ですね。

**裁判員経験者 4**：そうですね。それが3日行って1日とか、そういう変則的なローテーションなんですよ。

それとやっぱり外国人の方で通訳を要するので、もっと早く済むところが、時間がかかったという感じがします。

**司会者**：裁判体としては負担を軽減するための工夫として、3日に1日休むという形にしていると思うんですが、むしろ連続したほうがよかったという御感想ですか。

**裁判員経験者 4**：仕事との切りかえがうまくいかなかったんです、自分としては。会社に行く道を極端に間違えたりとか、そういうこともあったので、頭の切りかえが先ほども言いましたけど、難しかったので。

**司会者**：やっぱりその間はそれがずっと気になっているということですか。

**裁判員経験者 4**：そうですね、はい。

**司会者**：もうちょっと短くできたんじゃないかという御意見ですか。

**裁判員経験者 4**：それはあります。加害者側の弁護士がやたら引っ張ったような感じがありました。それと個人的には、裁判長がなぜか焦っているように僕には見えたんですよ、早く審理を終わらせてしまおうと、それもあって余計ストレスがたまりました。十分に審理できたかといったら、僕は不十分だったように思うんですけど。

**司会者**：あとある程度長かったのが2番さんの事件、一応争いはなかったけど7日間だったわけですね。

**裁判員経験者 2**：はい。選任の日を除いて、一応7日間、全部で8日間。会社には、事前に承諾を得ておりましたので、勤務先との関係では安心しておりました。

ただ、会社の了解はとっていたものの、私の仕事はたまっておりまして、仕事面では、やはり休んだ分の反動はあるなと思いました。

それと私、ずっと寝たきりの母親の介護をしておりましたので、そっちも気になりまして、しかも、その成年後見人の手続も裁判をしている最中に入ってきました。やはり期間が長いといろんなことが起こるんやなと思いました。しかし、とりあえずそれらを全部何とかこなすことができました。

**司会者**：特に、不必要に長いという感じは受けられなかったんですか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。不必要に長くないし、みんなが議論して納得するのに最低限、それぐらい必要だったと思います。

**司会者**：とりあえずここまでで、検察官、弁護士、裁判官のほうで何か御質問がございますか。

**遠藤裁判官**：日程のとり方の関係で、先ほど4番さんのほうから、3日で1日休みというお話があったんですけども、我々、日程を決めるときには、必要な日数がわかった段階で、例えば連続してやったほうがいいのか、3日やって1日休んだ方がいいのか、どうしようかと悩むことがあります。例えば月曜から金曜べったり続けてしまうと、毎日という疲労感もあるだろうし、お仕事を持っている方については、どこか1日間があいていたほうが、仕事の処理が途中でできるかなということ、3日ぐらいやったら1日間を入れるような扱いをするほうが多いんですけども、必ずしもそれがいいとは限らず、逆に言うと、裁判に引っ張られるトータルの期間が長くなるので、結構精神的な負担を感じる期間が長くなることもあるということですかね。

**裁判員経験者 4**：（うなづく）

**遠藤裁判官**：わかりました。

**司会者**：あと皆さんにお聞きしたいんですけど、会社側の理解というのはかなり

進んでいるということによろしいのでしょうか。3番さん，いかがですか。

**裁判員経験者3**：私の会社は選ばれたら絶対に行きなさいと。役職に関係なしに，優先順位を置いてくれることになっていました。

**司会者**：特に勤務先との関係で苦勞されたという方はいらっしゃいますか。勤務先のほうはそれぞれ御理解を得られたということによろしいですか。

**裁判員経験者1, 2, 4, 5**：（うなずく）

**司会者**：では続いて，実際に裁判が始まって，冒頭陳述というのがあったと思います。要するに，検察官，弁護人がそれぞれどういうふうに事件を見て，争点がどこで，そしてこういう立証をしていきますと予告するものがあったと思うんです。皆様の担当された事件を見ますと，否認事件についてはかなり長いものもありました。特に1番さんのものが一番長かったようですが，それぞれが言わんとすることは伝わったでしょうか。そして何が問題点で，どこに注意していかなければいけないかというのはわかりやすいものだったでしょうか。あるいは証拠との区別はつきましたでしょうか。そこら辺の率直な御感想はいかがでしょうか。

**裁判員経験者1**：冒頭陳述の段階ですよね。争点は，有罪か無罪かだったので，すごいシンプルでしたし，これ1つで決め手になるという証拠はない感じだったので，一個一個，一つ一つ証拠を積み上げていって，1つだけで考えても偶然で起きる確率が低いのに，その偶然が，こんだけそろろろということは，有罪と判断するべきですという検察側の主張と，弁護人は一つ一つそれほど珍しい偶然ではないという主張で，積み重なっても無罪だと判断するべきという，その辺の最初の双方の主張というのはわかりやすかったので，そういう点が問題になる裁判なんだなというのが最初にわかって，よかったです。

**司会者**：ありがとうございました。あと4番さんのものも結構長かったですね。

**裁判員経験者4**：理解できない部分が多かったです。

**司会者**：なかなかちょっとぴんとこない，伝わってこなかったということですか。

**裁判員経験者4**：はい。

**司会者：**2番さんの事件も結構人間関係が複雑で、弁護士さんのほうがかなり長いのをやられていますが、そこら辺はうまく伝わっていましたか。

**裁判員経験者2：**そうですね。うちのほうの事件は、家族関係やら、その関係する人が複雑で、理解するのに大変苦労しました。何か取り巻きも含めて、まともじゃないような家でしたので、ちょっとあれだけでは何が何やらようわからへんかったです。

**司会者：**弁護人は最初にそれをわかってもらおうとして、ある程度長い冒頭陳述をやられたと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

**裁判員経験者2：**別に長いとは感じませんでした。ただ、周りの環境、みんなの関係を理解するのに大変苦労しました。

**司会者：**それを理解していく上で、検察官、弁護士さん、それぞれが出された最初の書面というのは役に立ちましたか。

**裁判員経験者2：**それぞれ説明してくれる上に、これはこういう関係、これはこういう関係、それは審理の中である程度わかってきましたので、それは最後のほうでは完全にわかりました。

**司会者：**あと3番さんとか5番さんのほうでは、特に最初の冒頭陳述とかでわかりにくかった、あるいはこういう工夫をしたほうがよかったんじゃないかという御意見はありますか。

**裁判員経験者3：**私の事件では、公訴時効が問題となったのですが、特に死体遺棄罪の作為と不作為が問題となり、結果的には免訴という形になったんですけど、その意味が我々、裁判員がぱっと聞いたとき、全くわからなくて、これはどういうことですかということで、裁判官の方に説明を聞いて、2時間か3時間ぐらい、みんなでこの点の勉強をやって、どうにか理解できました。その部分がちょっと難しかったですね。日ごろ私たち、作為とか不作為とか、そういう言葉を使わないで、死体を捨てた、隠した、こういう言葉であらわしますので、法律的な言葉で言われたとき、とまどうことがございました。こういう部分は集まった裁判員みんなが勉強できて、また結論が出せたことはいいこと

だったと思うんですけども、もう少しわかりやすい言葉で表現していただきたいということも少し感じました。

**司会者：**法律解釈が問題になった事件なのですが、裁判官の説明はわかりましたか。

**裁判員経験者3：**はい。

**司会者：**5番さんはどうですか。

**裁判員経験者5：**内容についてはわかったんですけども、弁護士さんのほうが国選弁護士さんだったんですね。そのあたりで、国選じゃない方の場合と、国選の方の場合って、弁護する立場としてちがうのかなと思いました。ほかの裁判とか見たことないのでわからないんですけど、国選弁護士さんのときだったら大体こういう形なのかなとかちょっと感じました。

**司会者：**特に、最初の冒頭陳述がわかりにくいとかいうことはなかったですか。担当された事件では、争いはなかったんですね。

**裁判員経験者5：**そうですね。どちらかといえば、求刑に対してどういう判断をするかみたいなどころだったので、なかったです。

**司会者：**この点について、検察官、裁判官、弁護士さんのほうで何か御質問等がある方はいらっしゃいますか。

**栗林弁護士：**先ほどの国選かどうかというのは、それは基本的には関係ないとお考えいただいていいと思います。私も国選も私選もどちらも裁判員裁判を経験しておりますけれども、どちらも、やっぱり弁護士のスタイルとか、個々の弁護士の差があるかもしれないんですが、国選だから私選だからということは、基本的には余りないんじゃないかと思います。私自身では特にありません。

あと質問ですが、冒頭陳述のときに検察官も弁護人も書面を配付したと思うんですが、そういった書面をその後の審理で参照しながら裁判に臨むということはあったんでしょうか。それとも冒頭陳述のときだけ見て、そのとき理解して終わりという形になったんでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

**司会者：**4番さん，いかがですか。

**裁判員経験者4：**書面は非常に多かったので，全部はつきり言って見てられないんです。それが何回も来るんですから。だからもうええわというふうになってくるんですよ。

**司会者：**参照するのにも，ちょっと余り適していなかった，そういうことですか。

**裁判員経験者4：**そうです。双方から何枚もやられると，ちょっと精神的にも体力的にも辛かったですね。

**司会者：**人間関係が複雑だったとおっしゃった，2番さんはいかがですか。

**裁判員経験者2：**私の場合はやっぱり人間関係が非常に複雑でして，やはり常にしゃべるときにはこの人とこの人がどういう関係だ，この人とこの人はどういう関係なのか，やっぱりそれは常に書面を見ながら理解をしておりました。そうしないと，さっぱりわからへんような状態だったです。参考にしていました。

**司会者：**やっぱり冒頭陳述は役に立ったということですね。

**裁判員経験者2：**最初の段階では，何げなく聞いていました。しかし，何か途中で，わからないことについて，あ，これはこういう関係やねんなどということで見ました。

**司会者：**冒頭陳述では関係者の状況を図で示したりとか，いろいろ工夫をしていたのですか。

**裁判員経験者2：**図でちゃんと書いておりましたので，これはこういう関係だなということで，理解できました。冒頭陳述を見なければ，何が何だかわからんようになる，といった状況でした。

**司会者：**1番さん，いかがでした。冒頭陳述というのは，証拠調べのときに役に立ちましたか。

**裁判員経験者1：**まあ，何について議論すべきかということが最初の冒頭陳述で大体出ていましたし，日にちごとで，その日審理する内容の資料を検察側と弁護側の双方が出してくるので，そこは別にわかりにくいところとかはなかったです。双方が工夫している点が，ちゃんと伝わってきました。

**司会者：**3番さんのほうは，ほとんど法律問題だったんですがいかがでしたか。

**裁判員経験者3：**わかりやすかったです。

**遠藤裁判官：**今，一番最初，審理の冒頭で検察官も弁護人もプレゼンテーションとしての冒頭陳述をやるんですけれども，裁判員の方からすると，初めて法廷に入って，法壇に上がって，緊張された気持ちで冒頭陳述を聞かれるかと思うんですけれども，もう少し裁判になれた段階だともっとわかったんだけど，初日のすごく緊張している状態で聞いたので，なかなかその場面で，すっと頭に入ってこないというところもあるのかなみたいに思いますし，現にそういう感想はよく聞くんです。実際にはどうだったかというところと，あと大体パターンとしては，検察官のほうはA3の1枚か2枚ぐらいで，若干図面的なもの。弁護人はどちらかというと，口頭で，手元にメモか何かが配付があるかもしれませんが，口頭でという形で，少しプレゼンテーションの仕方が，検察官と弁護人で違う場合が割と多いんですけれども，プレゼンの仕方として，検察官と弁護人のプレゼンの仕方を見て，何かこの辺はこっちのほうがいいなとか，こういうプレゼンの仕方はちょっと緊張した状態でどうかなみたいなあたりで，何か感想があればお聞かせいただきたいんですけど，いかがでしょうか。

**司会者：**各事件で，それぞれ違うやり方をされているようですが，4番さんのケースはそれぞれパワーポイントみたいな形でやっていましたね。

**裁判員経験者4：**はい。

**司会者：**それは，さっきの話では，双方とも量が多過ぎて余り意味がなかったということだったんですかね。

**裁判員経験者4：**そうですね。量も多くて何回も来るので，もう補充裁判員の方も含めて，ちょっともういいかげんにしてほしいという雰囲気はありました。もっと短く簡潔にしてほしいと。

**司会者：**1番さんののは，これは，一応双方ともパワーポイントでやったんですか。

**裁判員経験者1：**パワーポイントもあるし，紙の資料が回ってきたのもあるし，あと証拠については，物品に関してはビニール袋に入れてですけど，実際に回

されたりしました。

**司会者：**証拠については後でお聞きします。まず，冒頭陳述について，お聞きしたいんですが，パワーポイントの紙の資料は結構情報量が多いですけど，特に負担ではなかったですか。

**裁判員経験者 1：**それは特に大丈夫でした。

**遠藤裁判官：**1番さん，先ほどのお話聞いて，非常にポイントをよくつかんでおられるなと思って伺っていたんですけども，この情報量について，例えばほかの裁判員の方から，ちょっといっぱい書いてあって，意味がわかんなかったみたいな，そういう発言は出ていなかったですか。

**裁判員経験者 1：**多分，出ていなかったと思います。

**遠藤裁判官：**そうですか。

**司会者：**2番さんの事件では，検察官はパワーポイントで，弁護人のほうは文章形式ですよ。それはいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者 2：**特に問題はなかったと思います。わかりやすかったです。

**司会者：**弁護人のほうもわかりやすかったですか。

**裁判員経験者 2：**そうですね。何とか理解できました。

**遠藤裁判官：**先ほど4番さんのお話を踏まえるとあれですよ，形式よりは中身の問題なんですかね。

**裁判員経験者 4：**そうですね。

**遠藤裁判官：**パワーポイントを使ってきれいにやっても，あるいは口頭でべたにやっても，要は中身がしっかりしていれば，伝わるものは伝わる，そんな印象なんですかね。

**裁判員経験者 4：**そうです。

(一五分間休憩)

**司会者：**引き続いて，証拠調べということで，いろいろ御意見を伺いたと思います。

証拠調べでは，いろいろ写真とかもあったかもしれませんが，特に，必要以

上にショッキングなもの、例えば御遺体の写真とか、そういうものでショックを受けたとか、そういうことはございましたでしょうか。3番さん、御遺体の写真というのは出てきましたか。

**裁判員経験者3**：御遺体の写真はありましたが、ショッキングなものはなかったですね。女性の方は少し嫌な顔をされましたけど、そんなにひどい写真ではなかったとっております。

**司会者**：率直な話、それは、必要だったと思われれます。いかがですか。

**裁判員経験者3**：余り必要ではなかったんじゃないかなと思っております。既に亡くなっているということ自体はわかっていることですし、子供、小さな命であったにせよ、その写真まで添付する必要はあったかどうか、殺人は殺人だということで、皆さん納得していたと思うんです。それを証明するために、放置されていた期間もありますが、保存状態を順番に解体していった写真が必要であったかどうかという点については少し疑問を感じました。

**司会者**：恐らく検察官としては、現実感を持って事件を把握してほしいという意図もあったと思うんですけど、特にそれは必要なかったという御意見ですか。

**裁判員経験者3**：それは最初の文章の中でも述べられていましたので、ある程度は理解していたと思います。特に写真の枚数が少し多過ぎたんじゃないかなというのは感じました。全くないのは困りますけども、たしか十何枚ぐらいあったんじゃないかなと思っておりますけど、五、六枚ぐらいでおさめられたのではないかなと思っております。

**司会者**：2番さんはいかがだったですか。

**裁判員経験者2**：私の場合は、亡くなった方は幼児、1歳未満の赤ちゃんの写真でしたので、あざ程度ぐらいがある程度で、そう、特にショッキングなことはありませんでした。ある程度事前に裁判官の人がこれからショッキングな写真を見せると、一応先に言ってもらっていたので、一応覚悟はして見たけど、そういう点がちょっとよかって、そうショックはありませんでした。

**司会者**：それが仮にイラストだったら、やっぱり足りないと思われれますか。

**裁判員経験者 2**：まあ，今回の場合でしたら別に，打撲，殴られた頭から足の先まで，それはイラストでも別にわかると思いますけど，そう血も出ていない状態でしたので，別に抵抗感はありませんでした。

**司会者**：1番さんの場合はいかがだったですか。

**裁判員経験者 1**：発見時の御遺体の写真というのは出たんですけど，僕はそこまでショックを受けるというのはなかったんですけど，ほかの裁判員の方はちょっとどうなのかなという気もしました。

**司会者**：かなり凄惨な感じだったのですか。

**裁判員経験者 1**：刃物でめった刺しみたいな感じの事件だったので，まあ，そうですね，かなり血まみれの状態で。

**司会者**：特に白黒ではなく。

**裁判員経験者 1**：カラーでした。

**司会者**：率直なお話，やっぱりそれは必要だったと思われませんか。

**裁判員経験者 1**：これ，当日やったか後日やったか忘れたんですけど，どういう刺され方をしたかみたいな，イラストのほうで詳しい説明をしていたので，それができるんやったら，イラストでも代用はできたんじゃないのかなという気はします。現実感を持ってというのがあったら，遺体を運び出した後，まだ血痕が大分残っている状態の写真でも，ものものしさは伝わったと思うので。

あと，僕のとときも，今から御遺体の写真が写りますという，事前に案内があったんですけど，その前が被害者の生前の写真だったんです。生前の孫を抱っこした幸せそうな感じの写真を写してから，その後に遺体の写真というのは，ただ単に残酷な写真というだけじゃなくて，精神的なショックも見る人によっては大きかったんじゃないのかなという気はしました。

**司会者**：ありがとうございました。5番さんの事件ではいかがだったでしょうか。

**裁判員経験者 5**：絞殺された方の写真が回ってきました。検察側が，これを証拠にしないといけないので回しますみたいな形で出てきたので，やっぱり見ないといけないなと思って見たんですけど，やっぱり裁判員制度では，こういう

写真も見せられるんやなと思ったときには、ほかの方が見たときにどうなんだろうというのは感じました。しかし、私自身は、やっぱりちゃんとこういうのを見ないといけないなと思って、見させてもらいました。

**司会者：**5番さんは、その写真は必要だと思いましたが。

**裁判員経験者5：**私が担当した事件では、それが唯一の、証拠として一番重要なものだったと思うので、必要だったんじゃないかなと思います。

**司会者：**4番さんはいかがですか。

**裁判員経験者4：**自転車を頭に投げつけられて、頭が陥没して失禁されて亡くなっている、目を背けたくなるような写真だったので、やっぱり見せないほうがよかったんじゃないかと思います。今でも時々思い出して辛い気分になります。ただ、事件の悲惨さについてはよくわかりました。

**司会者：**この点について、いろいろ議論のあるところだと思うので、何か御質問がありますか。

**大久保検察官：**皆さんにお聞きしたいんですが、必要性が低いとか、なかった方がよかったという御意見もあることは重々承知の上でさらにお聞かせいただきたいんですけど。皆さん、写真がなかった場合に、文字とかイラストとか、そういう情報だけで、写真を見て認識したものに近い認識ができたのかどうかを教えていただきたいんですが。

例えば頭部の陥没については、ほかのものでも分かるものが、当然あるのではないかと思うんですが、その陥没という言葉での理解と写真を見たときの陥没の状態というのはどうなのかなという。もう見てしまっているの申しわけないんですけど、見た写真がなかったら、4番さんとか、例えば1番さんのはちょっと違う認識になるのか。それともやっぱりなくても同様の事件の見方になるのか、仮定の質問で申しわけないんですけど、お願いいたします。

**司会者：**4番さんの事件では、お医者さんとかの鑑定人の尋問もやられたんですかね。

**裁判員経験者4：**はい。

**司会者：**それで頭部が陥没しているというのはおわかりになりましたよね。

**裁判員経験者 4：**私はそこまではわからなかったんですね。

**司会者：**死因とかそういう点で、説明があったのではないのでしょうか。

**裁判員経験者 4：**医学知識のある人にはわかると思うんですけど、私たちにはちょっとわからなかったんです。ただ何度も角度が変わって出てくるので、1枚出てくると、もう十分わかるのに、それが例えば右、左、側面とか、そういう角度で何度も見たので、それはやっぱりいまだに忘れられないですね。頭部の陥没が、一番よくわかったものは写真でしたが、余りにも多く出てきたのが問題だと思います。

**大久保検察官：**先ほど1番さん、写真があって、搬送された後の血痕の状況でも生々しさは伝わってくるとおっしゃっていたと思うんですけど、御遺体の写真が少なくとも1枚あったと思われるんですけど、それが仮になかった場合に、その事件の状況の認識に違いはあったのか、いかがでしょうか。

**裁判員経験者 1：**どういう倒れ方をしていたとか、発見時の状況であれば、それはさっき言った、イラストでも代用できたんじゃないのか、現物の写真じゃなくてもできたんじゃないのかと思うんです。

あと状況把握とは別になりますけど、さっき言った、僕のときの写真の表示する順番が生前の写真の次に発見時の写真ですけど、どういう意図があったのか、もしくは意図は別になかったのかは知らないですけど、あんまり心情的な効果があり過ぎても、そういうフラットな目で見るという部分で何か影響が出るんじゃないのかなという気がしました。

**司会者：**写真がない場合と比べて、事件として、より生々しく伝わったという点はありませんか。

**裁判員経験者 1：**生々しさで言えば、それは確かに現物の写真を使ったほうが大きく伝わるとは思います。

**司会者：**写真が全くないと、どういう攻撃が加えられたのかなどといった事件の内容がうまく伝わらないということはありませんか。

**裁判員経験者 1**：どういう攻撃が加えられたかというのは、生々しさと必ずしもイコールじゃないんですよ。事実という範囲であれば、イラストで十分に伝わると思いますし。さっき言った、情動的な部分が余り伝わり過ぎても必ずしもプラスじゃないのではないかと、公平な判断に悪影響を及ぼすのではないかと、という気がします。

**司会者**：次に 2 番さんはどうでしたか。

**裁判員経験者 2**：被害者の負傷は頭の中の頭蓋骨骨折とか、内臓破裂とかそんなもので、外見上、遺体を見ただけでは別にそうショッキングな状態じゃないので、別に構わないと思いますけど、別にイラストでも、私の場合でしたらいいと思います。

**司会者**：3 番さんどうですか。

**裁判員経験者 3**：私の場合は、生まれたばかりの赤ちゃんをお風呂につけて殺して、約 5 年ぐらい持ち歩いたということなんですけども、それを最終的に発見して、順番にキャリーバッグから取り出し、それで、順番に解体していく写真があったんですけども、最終的な亡くなっていた状態というのは、証拠として要ると思うんです。しかし、その過程の写真というのは、もうとけてなくなっているような状態だったので、誇張し過ぎているんじゃないかなというように、私自身は感じました。

**司会者**：最後に、5 番さんは、いかがですか。

**裁判員経験者 5**：私の担当した事件というのは、そんなに、今、皆さんの話を聞いているほど生々しい写真はなかったですけど、裁判官の方から資料として出ていますという話が最初にありまして、その中で、死体を見させてもらったので、そのレベルであれば、首を絞めたことは、見ただけで判断できることなので、あってもよかったと思うし、それも 1 つの判断基準になるので、あったほうがよかったんじゃないかなと思います。

ただ、今、皆さんの事件の話を聞いたときに、もしその写真を私が見たら、後々まで覚えているんじゃないかなということ考えたときには、やっぱりあ

る程度、裁判官さんとか日ごろ、いつも見られている方たちと裁判員では見る印象というのはすごく違うと思うんですね。だから、そのあたりをある程度決められないのかなというのは思いますね。ここは、だから皆さん見ていいですよ、でもそれよりももっと深い部分まで見られたい方だけには見せるみたいなことができないのかなと思いました。後々のことを考えたら、やっぱり事件に携わったこと自体もずっと覚えているわけですから、そこでそういう余り生々しいものを一般人の方が選ばれて見たときには、ちょっとショックが大きいのではないかと思います。検察官が、資料の一部として出されるのはわかるんですけど、そういう面では、イラストというのをある程度考慮に入れていただかないと、これから、やっぱりいろんな人が裁判員になったときに、その後のケアというものを考えていかないといけないんじゃないかなと思いました。

裁判員用の画面での表示でしょうから、もし見たくなければ目をつぶることもできることはできるので、そのあたりは、個人の判断でもできるかとは思いますが。本当に生々しいものを次々に見せられたときにどうなんだろうというのをちょっと思いますね。

**司会者：**検察官、よろしいですね。ほかの方は質問等ありますか。

**遠藤裁判官：**質問ではないんですけども、そういった写真を見たときのショックの大きさというのは個人差があるのではないかと思います。皆さんが、裁判員をご経験されたのは少し前のことではないかと思いますが、現在では、裁判が始まる前の打ち合わせの段階で、検察官が証拠にしたいという御遺体の写真等があったら、裁判所が一回、目を通して、カラーのままでもいいのか、白黒でも十分に目的を達成できないか、あるいは色の鮮明さを調整できる機能がありますので、鮮度を落としたり、色を変えるとか、場合によっては図面にしてくれとかいうことを検討し要望しています。写真自体の必要性と、あと図太い方よりは、むしろ少し繊細な方を念頭に置いて、それを見ても余りショックが残らないような形に加工できないか、検察官、弁護士、裁判所の間で十分に打ち合わせをして、ショックが残らないような形でいろいろ配慮をしながら、必要な

場合に限って、その取調べの方法や順番にも配慮しながら取調べているというのが現状です。

今日はいろんな意見を伺って参考になりました。

**司会者：**では、続いて、証拠調べの分量の話に移りたいと思います。1番の方は、必要以上に証拠が出ているとか、わかりにくいということは特にございませんでしたか。

**裁判員経験者1：**証拠は、最初に争点として出てきたように、一個一個の証拠としては必要な範囲だったと思うんですけど。証人を呼んだときの話は後にした方がいいですか。

**司会者：**今していただいても結構です。

**裁判員経験者1：**検察も弁護士も、裁判員裁判というのを念頭に置いていたことがあったのかもしれないんですけど、証拠調べは全体としては非常に分かりやすいものだと思います。ただ、呼んだ証人の中には、ちょっと専門的過ぎて話が難しい人もいました。画像鑑定をした人とかで、どうしても話が非常に専門的だったので、そういう印象を受けました。

**司会者：**一応、パワーポイントとか使って、説明の工夫はされていたのですか。

**裁判員経験者1：**されているんですけど、この画像のどこを見てどう判断したかとかいう説明が、何とか理論やったり、何とか識別チャートとかいう形で、その都度、弁護士なりなんなりが、そこの説明はどういうことでしょうかとか、確認はしてくれていたんですけど、やっぱりちょっと話が難しいなというものがありました。

**司会者：**そのほかの証人尋問で不必要に長いとか、わかりにくかったなどということで、不満に思ったことはないですか。

**裁判員経験者1：**そうですね。入る指摘も、やっぱりそうかそこを確認する必要があるのかというなかなか素人では気づきにくいところなので、勉強になりましたというのも変ですけど、必要性はあったと思います。

**司会者：**4番さんは何か最初のお話で、不必要に長かったというようなことをお

っしゃっていましたね。やっぱりそれが率直な感想ですか。

**裁判員経験者 4**：証人が多過ぎて、長過ぎました。例えば、目撃者の人に何を食べていたとか、そういう事件と全く関係のないことまで聞くんですよ。こんなことまで聞いて延ばさないでほしいと僕たちは思っていたんですけども。

**司会者**：ありがとうございます。ほかの方は、大体自白事件だから、特に証人尋問が長引くとかいうことはなかったんでしょうかね。

**裁判員経験者 2, 3, 5**：（うなづく）

**司会者**：一応、2番さんの事件も専門家の方は見えられたんですか。

**裁判員経験者 2**：そうですね。

**司会者**：それは特にわかりにくいとかいうことはなかったですか。

**裁判員経験者 2**：監察医さんの説明がやっぱり専門家やから、ちょっと難しかったです。死因についての説明が難しいというのではなく、専門用語、医学用語、何かその辺がもう1つ。なんとか理解はできましたが、理解しにくかったです。

**司会者**：もうちょっとかみ砕いてほしかったということですか。

**裁判員経験者 2**：まあまあ、そういった医学用語みたいなのはどうしても必要になってくるから、それはもう仕方ないのと違うかなと思います。証拠に関してもようけ、いろんな写真を見せてもらったけど、それは別に実際こういうふうにして、こういう状態で落としたり、ぶついたり、蹴ったりというのがいっぱい出てきましたけど、それは別に、その場ではわかりやすかったです。

**司会者**：ありがとうございます。特にこの証人尋問とかの関係では、あるいは証拠の関係では、一部に不必要に多い感じがしたという意見がありましたが、大体は適正な範囲だったということによろしいですね。

最後に論告弁論がされたと思うんですが、その論告弁論は、評議をする際に本当に役立ったのか。あるいは不必要に長い、あるいはわかりにくいものだったのかということでお聞きしたいと思いますが。1番さんはかなりそれぞれの論告弁論が長かったと思うんですね、否認事件だったということもあって。いかがですか。

**裁判員経験者 1**：すみません，論告弁論ってどの段階ですか。

**司会者**：じゃあ，まず犯人性ということで，中間の論告弁論といって，双方が長いものをやっていたと思いますが，それはわかりやすかったですか，評議に役立ちましたか。

**裁判員経験者 1**：中間のやつやったら，その時点ではちょっとおさらいも含めるような感じでしたけど，大体，日程のほとんどを費やしたのが，さっき言ったように，決め手になるような証拠がないので，1日ごとに細部を細かく詰めていく形だったので，中間のその論告というのは，おさらいというか，もう一回全体を見直すという分では役に立ったと思います。

**司会者**：かなり長いものですが，特に負担にはならなかったということですか。

**裁判員経験者 1**：負担にはならず，ポイントも押さえていました。

**司会者**：ありがとうございました。4番さんのほうも長かったですけど，やっぱりわかりにくかったですか。

**裁判員経験者 4**：そうですね，わかりにくくて余り役に立っていないと思います。

**司会者**：余り役に立たなかったのは，どういうことですか。詳し過ぎたということですか。

**裁判員経験者 4**：もう結局，弁論については言いわけじみた文章で，余り役に立っていないと思います。論告のほうも余り役に立たなかったと思います。

**司会者**：ほかの方々は特に論告弁論で気になった方，いらっしゃいますか。2番さんはいかがですか。

**裁判員経験者 2**：特に，別に問題はなかったと思います。評議にも役に立ちました。弁論についても，弁護側として言いたいことは十分伝わりました。

**司会者**：1番さん，ご意見があればどうぞ。

**裁判員経験者 1**：さっき中間とかのおさらいの点では役に立ったと思いますと言ったんですけど，やっぱりその日，その日ごとで，もちろん，それは判決でも何でもない段階なので，たとえば，今日のお互いの主張としては，検察側の方ははっきりと筋が通ったもので，弁護側がちゃんと反論できていなかった印象

を受けたとかがありましたが、弁論については、そういった日ごとの結果をちょっとまだ反映していない状態での内容のものだったんですね、どうも、あらかじめ作ったものをそのまま使っている感じでした。もちろん、最終的な結論を決めるものではない、中間評議だということは十分に頭に入りましたが。

**司会者：**特に、論告弁論について、お聞きになりたい点は、ございますか。よろしいですか。

あと皆さん、それぞれ長い裁判を担当された方もいらっしゃるし、精神的負担のある事件を担当された方もいらっしゃいますけど、やっぱり事件を終わられた段階ではすごく疲れられましたか。4番さんは、特に疲れられたとおっしゃっていましたよね。

**裁判員経験者4：**はい。終わった後、すごく喉が渇くんですよ。いつも下の自販機のところに行って、毎日毎日、水を飲んでいました。

**司会者：**ストレス解消のために、何かもうちょっと裁判所の方で配慮してほしかったことはございますか。

**裁判員経験者4：**裁判所の地下の食堂があるじゃないですか。あそこは、僕一回被告人の家族と出会いそうになったんですよ。あそこはやはりちょっと被告人の家族は遠慮していただきたいなと思いました。

**司会者：**あと何か、裁判所が若干審理を急いでいるみたいで不満だということもおっしゃったんですけど、どういう点でそういうことを感じられました。

**裁判員経験者4：**要するに、自分として余り納得していないところについて、十分な議論ができなかったという点です。

**司会者：**あと最後に、守秘義務の関係でお伺いしようと思うんですが、やっぱり守秘義務というのはわかりにくいですか。2番さんいかがでしょうか。

**裁判員経験者2：**事件の中身は絶対言わないと、一応、裁判で知り得た相手のプライバシーとか、その辺は言ったらいかんと、そういうのは理解しております。

ただ、裁判員をやったということは別に構わないですよ、ほかの人に言っても。それだけが心配でしたが構わないと聞いたんで安心しました。あんまり

裁判員裁判をやった言うたらあかんでって聞いたこともありますので。それだけです。

**司会者：**ほかの方，特に守秘義務で何か疑問に思ったとかという点がある方，いらっしゃいますか。5番さんはいかがですか。

**裁判員経験者5：**私の場合は，裁判官さんが裁判員をやったよということは言ってもらって構わないですということをおっしゃっていました。それと，傍聴人がいるところで言った内容についても，それは公のことだから大丈夫ですということも先に説明されていたので，そのあたりは，だから守秘義務というところでも理解できました。

ただ，個人的には，じゃあ，この話のここを話して，友達に話したかどうかといったときに，別にそれが何かに役立つわけとかじゃないので，やったことは何かのことで言うことはあっても，そこから先をこれは守秘義務だからここまで言ってやめようとか，そういうのじゃなくても，事件のこと自体，余り話す必要はないなと思って，あんまり話していません。ですから，家族についても当然，余り事件のことも話さないということでやっていて，だんだん私の頭の中からは事件のことが抜けていっているのかなという気がします。

**司会者：**ほかの方々いかがですか。

守秘義務が不要だと思われる方は特にいらっしゃいませんか。その必要性については説明させていただいているし，御理解いただいているということによるのでしょうか。

あと最後に何か，せっかくの機会ですから，発言したいこととかございませんか。今後の裁判員をやられる方に，何かアドバイスとかあったら，おっしゃっていただきたいんですけど。1番さん，どうですか。

**裁判員経験者1：**最初に言ったかもしれないんですけど，最初はちょっと及び腰で消極的な参加だった気もしたんですけど，有罪か無罪ってはっきり結論を出さないとだめだったので，どういう参加の仕方をしてようと，結局はどっちかに決めないといけないので，どっちにしても，事実と外れていたら，それは致

命的なミスだと思うので、それだったら消極的な参加のほうが罪深いというか、積極的に参加するほうが誠実と思ったので、正直言うと、ちょっと有罪か無罪かって、推理小説的な楽しみ方みたいな気もして参加していたこともあるんですけど、双方の主張でスケジュール表とか休みの日にいろいろ考えてみたりして、まず、考えて、いろいろ矛盾、ここ、ちょっと矛盾しているのと違うかなと思ったりしたので、それはちょっと極端かもしれないんですけど、積極的に参加するほうが、人の人生を左右するので責任重大ですけど、積極的なほうが結果的には人の人生に対して誠実かなとは思いますが。

**司会者：**ありがとうございます。2番さん、いかがでしょう。

**裁判員経験者2：**裁判員に、やっぱり皆さん一応経験してもらったら、物事の考え方が少しは変わると思います。私も、やはり今まで被害者側にどうしても寄っていたのが、裁判員を実際やってみて、一応加害者側のある程度の理解もできるし、やはりどうしても被害者側に同情してしまうけど、裁判員になって実際裁くには、やはり平等にお互いに物事を判断できるように、その辺は大変勉強になりました。今後にもまた役立てたいと思います。

**司会者：**3番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**私も今回裁判員をやらせていただきまして、物事の見方について非常に勉強になりました。

ただ、殺人にはランクがありますよね。あのグラフを最初るときあたりで説明していただけたら、この裁判については何年の刑をつけるんだというのを自分自身で目標として取り組んでいけるんじゃないかなというようなことを少しだけ感じました。

**司会者：**3番さんの事件というのは争いが無い事件で、量刑が主として問題となった事件だったからということですね。

**裁判員経験者3：**(うなづく)

**司会者：**4番さんは何か。

**裁判員経験者4：**選ばれたら、職務にベストを尽くす、これが裁判員としての使

命と僕は思うんですよ。

それと、人に評決を下すということはすごく大事な仕事をしているというのを忘れないで、それでないと、この仕事はできないと思うんですよ。人の一生を左右する仕事なんですから、いいかげんな気持ちではやらないように、それだけです。

**司会者：**じゃあ、最後、5番さん、いかがですか。

**裁判員経験者5：**まず感じたのは、やっぱり裁判官さん、検察官さん、弁護人さんは、1つの事件を解決する仕事に携わっていらっしゃるというのがすごいなと思いました。その人の人生を決めるわけですから、すごく本当に大変だなというのを身を持って実感したという感じがします。

それと、あとある程度こういう年齢の人はしなくていいとか、例えば介護をしている人たちはその理由を言えば除外されますよということはあるんですけども、そういった以外では、当日の集まる場所までは余り断る理由というのがなかったと思うんですよ。だから、そうなったときに、本当に決める1つの方法として、さっきちょっと言いましたけども、通常であれば、普通にされていても、やっぱり、例えば精神的に病んでいる人とか、いろんな方が当たる可能性ってあるんですね。ですから、そこもさっきも言いました写真とかも見て、ショックを受ける方もあるわけですから、そういうのがあるので、本当に断る理由みたいなところの選択枠がもうちょっと広げられないのかなというのを感じました。大事なその人の一生のことというか、この先のことを決めるわけですから、皆さん、初めてだったんですけども、私たちが決める、まあ裁判官さんがいますので、当然、経験者の方もいる中ですけども、この、いるメンバーだけで決めていいのかなというのがあったので、断る理由の中で、自分としてはそこまでできないという人もいると思うんですよ。だから、そのあたりで、もうちょっと断る理由を広げていただく方向もこれからは考えてもらわないと、殺人事件とかでも、本当にいろんな事件が日々起きているので、その全部に裁判員が携わるというのは、事件によってはちょっと重いかなという

のを感じました。

**司会者**：ありがとうございました。

特にもうよろしいですか。

では、拙い司会で申しわけありませんでした。本日は本当にありがとうございました。これで終わらせていただきます。

以 上